（地方法人税法施行令の一部改正）

第三十二条　地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十五の四第五項」を削る。

（平成十七年租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十三条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第四項中「新法」を「租税特別措置法」に改め、「の金額」の下に「若しくは特定費用の金額」を加える。

（平成二十一年租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三十四条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項及び第二項中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十八項」に改め、同条第三項中「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改める。

（令和二年租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十五条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一号中「同項に」を「租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に」に改め、同条第二号中「同項」を「租税特別措置法第三十七条の十四第十三項」に改め、同条第四号中「同項」を「租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第二項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第一号中「、第二十五条第十二項」及び「、第三十九条の七第六項」を削る。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第二十五条の十の十一第九項」を「第二十五条の十の十一第十項」に改める。

附則第十七項中「千分の九百六十四」を「千分の九百六十七」に、「千分の三十六」を「千分の三十三」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二十号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部の施行に伴い、及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　法第三条第六項の規定により所得税法第百二十七条第一項から第三項までの規定による申告書を提出すべき者が当該申告書に係る所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けたことにより、法第三条第七項において準用する所得税法第百五十九条第一項若しくは第百六十条第一項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十三条第一項若しくは第三項の規定により還付される金額がある場合における所得税法第百二十条第一項第四号及び第二項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第三号及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「更正を」とあるのは、「更正若しくは決定を」とする。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「連署して印を押した」を「連署した」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉